

自動車・軽自動車・バイク・耕運機など

廃車・変更などの手続きは3月31日(水)までに

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在の所有者などに課税される町税です。バイク、小型特殊自動車(耕運機など)などを使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、普通車などの自動車税(種別割)と異なり、月割で課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしたとしても、1年分の税金が課税されます。手続きが済んでいない人は、早急に手続きをしてください。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なります。⁽¹⁾注意ください。

軽自動車の種類	手続き・問い合わせ先
町のナンバーが付いた 125cc以下のバイク、小型特殊自動車	(役場) 税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)
軽二輪(125cc超250cc以下)	群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021(音声案内)
二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)
軽四輪	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109(音声案内)

自動車税(種別割)

毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税となる県税です。

次の場合は、3月31日(水)までに運輸支局で手続きしてください。また、手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。

- ▼**手続きが必要な場合**
- 名義人の住所または氏名に変更があった場合
- ↓**変更登録**
- 自動車を売買・譲渡した場合
- ↓**移転登録**
- 自動車を使用しなくなった(廃車した)場合
- ↓**抹消(廃車)登録**

⚠️ 手続きをしないと既に使用していない自動車の税金を納めることになる、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

問い合わせ先	
自動車税(種別割)について	県自動車税事務所 ☎027-263-4343 渋川行政県税事務所 ☎0279-22-4050 または各行政県税事務所
登録について	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

適用期間が延長になりました

新型コロナウイルス感染症の傷病手当



適用期間が、**3月31日まで延長**になりました。

▼対象

国民健康保険か後期高齢者医療に加入している被用者（会社などに勤めている人で新型コロナウイルスに感染、または感染の疑いのあるため働けず、給与の支払いを受けられない人。

▼支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服す

ることができない期間の内、就労を予定していた日数（最長1年6カ月）

▼支給額

（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）× 3分の2 × 支給対象の日数

※支給額には上限がありません。申請する場合は窓口にお越しください。

▼問い合わせ先

住民課 住民保険室
☎26・2249（直通）

静かで安全な道路に

電源立地地域対策交付金事業で舗装補修



発電用施設の立地地域・周辺地域である市町村への交付金を利用して、北下地内の町道北下・長岡線（約180m）をアスファルト舗装打換え工法で補修しました。これにより、路面損傷による騒音・振動は解消され、危険箇所が改善されました。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎26・2278（直通）



▲補修された町道北下・長岡線

第1・3月曜日

証明発行窓口 時間延長サービス



▼実施日・時間 毎月第1・3月曜日午後6時まで

祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日に実施。広報よしおか裏表紙のカレンダーに実施日を掲載しています。

▼業務内容

戸籍・除籍謄抄本、その他戸籍証明書、住民票謄抄本、印鑑証明書、身分証明書などの諸証明の発行と、印鑑登録証、マイナンバーカードの交付（予約必須）

▼必要なもの

□ 本人確認書類（運転免許証など）

□ 印鑑登録証（印鑑証明書の交付の場合）

※マイナンバーカード交付の詳細は、交付通知書（はがき）をご覧ください。

▼実施窓口・問い合わせ先

住民課 住民保険室
☎26・2244（直通）

町からの情報を送ります

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

登録はこちら



URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URL を入力または QR コードを読み取るか、t-yoshioka@sg-m.jp へ空メールを送信してください。

問い合わせ先

総務課 安全安心室 ☎26-2243（直通）

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限 3月31日(水)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。



令和3年度の固定資産税について

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が自分の土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、適正であるか確認するための制度です。

※土地納税者は土地、家屋納税者は家屋の縦覧ができます。

▼縦覧期間(開庁時間内)

4月1日(水)～30日(金)

▼記載内容

町内の土地や家屋の評価額

※所有者の住所や氏名などは記載されていません。

▼縦覧できる人

●納税者

●納税者の委任を受けた人

▼必要なもの

□本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
□委任状※委任を受けた人

□法人の場合は法人代表者印

▼手数料 無料

課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産税課税台帳に登録された内容を確認するために行うものです。

※課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税資産の明細でも確認できます。

▼閲覧期間(開庁時間内)

4月1日(水)～令和4年3月31日(水)

▼記載内容

固定資産の価格と税額

▼閲覧できる人

●納税者

●納税管理人

●右の人から委任を受けた人

●借地借家人

▼必要なもの

□本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
□委任状※委任を受けた人

□借地借家人は契約書

□法人の場合は法人代表者印

▼手数料 1枚300円

※4月1日(水)～30日(金)は無料

▼縦覧・閲覧場所/問い合わせ先

税務会計課 税務室

☎26・22338(直通)



2年ごとの登録が必要です

令和3・4年度 小規模工事等契約希望者登録

町が発注する小規模な工事、業務委託、物品の購入などの契約を希望する事業者を登録し、町内事業者の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

または法人。

※令和元・2年度に登録した業者も改めて登録が必要です。

▼申請方法

申請書および関係書類を財政室に提出してください。申請書は、財政室および町商工会窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

▼受付期間

3月31日(水)まで

※その後に申請する場合は、お問い合わせください。

▼有効期間

令和3年4月1日(水)～令和5年3月31日(金)

▼登記対象

町の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

町内の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

町内の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

町内の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

町内の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

町内の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

町内の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で、町に住所を有する個人

▼登記対象

次の下水道排水設備指定工事店に対し、業務停止処分を行っていましたのでお知らせします。
(株)木之内設備
吉岡町大字上野田1-329-10 ☎54・66306
および前橋市大友町3-4-4 ☎027・252・7932

業務停止処分のお知らせ

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

▼問い合わせ先 上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

